

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	総務部営繕課		
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	H5.5.10	最終変更年月日	H30.9.3
事務の名称	市役所本庁舎の管理に関する事務				
事務の目的	市役所本庁舎を管理するため、駐車場貸出し、ギャラリー、ピアノ及び杜の広場の使用許可、庁舎使用許可(チラシ配布)、行政財産使用許可、拾得物等の届出及び受渡し、警備等を行うもの。				
事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の使用許可 市役所前及び文化センター駐車場の使用申込み受付及び許可証を発行する。 ・ギャラリーの使用許可 ふれあいギャラリーの使用申込み受付及び許可証を発行する。 ・ピアノ及び杜の広場の貸出し ピアノの使用申込み、杜の広場の使用申請書受付及び許可証を発行する。 ・チラシ配布 庁舎使用許可申請書受付及び庁舎使用許可書を発行し、チラシ配布台帳へ記載する。 ・行政財産使用許可 申請書の受付及び使用許可証を発行する。 ・拾得物等の届出及び受け渡し 拾得物及び紛失物の届出を受付し、本人への返却、警察署へ届出、所有権を取得した拾得物の処理を行う。 ・警備等庁舎管理に係る委託業務 従事者名簿の保管を行う。 				
対象者	許可申請者及び許可申請に係る団体等代表者等、委託業務従事者				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係			
	上記以外の項目	収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(公益上特に必要) 審査会承認： _____年 ____月 ____日 氏名 住所 年齢・生年月日 性別 連絡先 個人番号 個人識別符号 本籍・国籍 家族情報 学業・職業等 収入・支出 資産 税情報 公的扶助 所属団体 _____			
収集先	本人 実施機関内部() 他の実施機関() 他の官公庁() 民間・私人() その他() 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(所在不明等) 6号(他の実施機関から) 7号(公益上特に必要) 審査会承認： _____年 ____月 ____日				
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用有 利用する事務の名称： _____ 主な利用項目() 目的外提供有 利用する事務の名称： _____ 主な提供項目() (他の実施機関() 他の官公庁()) (その他())				

	<p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>1号(法令等) 法令等の名称：_____</p> <p>2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p>5号(公益上特に必要) 審査会承認：_____年 月 日</p>
外部委託等	<p>外部委託(クラウドコンピューティング) 複数の外部委託有</p> <p>指定管理者による管理 審査会承認 _____年 月 日</p>
電子計算機結合	<p>有【第12条第1項】</p> <p>1号(法令等) 法令等の名称：_____</p> <p>2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) 審査会承認 _____年 月 日</p>
個人情報の保存期間	<p><input type="text" value="1年"/> 3年 5年 10年 永年 常用 その他()</p>

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	総務部営繕課		
関係課等の名称	市民生活課、保健センター				
届出年月日	H27.5.15	開始年月日	H27.5.15	最終変更年月日	H30.9.3
事務の名称	野田市保健センター会議室の貸出しに関する事務				
事務の目的	地方自治法第238条の4項7項の規定により自治会等が野田市保健センター4階の会議室を使用するために必要な行政財産の使用許可(目的外使用)申請及び利用の許可をするもの。				
事務の概要	自治会等が野田市保健センター4階の会議室を使用するために必要な行政財産の使用許可申請の受付及び許可証を発行する。				
対象者	自治会、自主防災組織、防犯組合及び廃遺物減量等推進員の代表者				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称: _____ 2号(公益上特に必要) 審査会承認: _____年 月 日			
	上記以外の項目	氏名 住所 年齢・生年月日 性別 連絡先 個人番号 個人識別符号 本籍・国籍 家族情報 学業・職業等 収入・支出 資産 税情報 公的扶助 所属団体 _____			
収集先		本人 実施機関内部() 他の実施機関() 他の官公庁() 民間・私人() その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 1号(法令等) 法令等の名称: _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(所在不明等) 6号(他の実施機関から) 7号(公益上特に必要) 審査会承認: _____年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		目的外利用有 利用する事務の名称: _____ 主な利用項目()			
		目的外提供有 利用する事務の名称: _____ 主な提供項目() (他の実施機関() 他の官公庁()) (その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称: _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(公益上特に必要) 審査会承認: _____年 月 日			
外部委託等	外部委託(クラウドコンピューティング) 複数の外部委託有 指定管理者による管理 審査会承認 _____年 月 日				
電子計算機結合	有【第12条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称: _____ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) 審査会承認 _____年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他()				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	総務部営繕課		
関係課等の名称					
届出年月日	H20.4.1	開始年月日	H9.9.1	最終変更年月日	R2.3.26
事務の名称	市営住宅の管理に関する事務				
事務の目的	市営住宅の入居者の募集、選考、決定及び駐車場使用者の決定、家賃の決定、徴収、減免及び徴収の猶予、入居者の同居並びに承継の承認を行うもの。				
事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・入居の募集、選考、決定 市営住宅の申込書の提出を受け、審査し、入居者選考委員会に諮り、応募者が募集戸数を超える場合は、選考し入居者を決定する。入居決定者から誓約書が提出され受付を行う。 駐車場の使用希望者より申込書を受け、条件を確認した上で決定し通知する。 また、現在の駐車場利用者が車両を変更する場合、駐車場の使用を廃止する場合の届出書の受理を行う。 ・家賃の決定、徴収、減免及び徴収の猶予 市営住宅の入居者は、毎年、市に対して収入申告を提出することとなり、公簿の確認により家賃を決定し納付書を送付する。 また、家賃の減免又は徴収の猶予を希望する入居者からの申請を基準により審査し、減免又は徴収の猶予の可否について決定する。 ・入居者の同居並びに承継の承認 入居の際に同居した親族以外の者の同居を希望する者からの申請を審査し、承認（不承認）する。 入居者が死亡又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引続き当該市営住宅に入居を希望する申請を審査し、承認（不承認）する。 ・入居者からのその他の申請・届出書類の確認 世帯員が転出や死亡した際の世帯員異動届及び収入意見書を審査し、家賃に変更が生じた場合に通知する。また、家賃や駐車場使用料に還付金が生じた場合の対象者からの申請受付、確認後に清算を行う。 ・入居者の退去 市営住宅を明け渡そうとする入居者の届出受付、退去検査を行い入居者の敷金等を清算する。 ・各種証明書の発行 市営住宅の居住証明書及び自動車保管場所承諾証明書を発行する。 ・入居者の安否確認 入居者と連絡がとれない等、安否確認の通報があった場合、警察立会いのもと安否確認を行い、親族等への連絡を行う。 ・その他施設の管理 市営住宅の除草や樹木剪定、受水槽清掃、消防設備点検、簡易専用水道法定検査、浄化槽法定検査業務における担当技術者等の届出により適正性を確認する。 				
対象者	市営住宅入居者及び入居申込者				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係			
	上記以外の項目	収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称：野田市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条及び第16条) 2号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日			
収集先	本人 実施機関内部（課税課、生活支援課） 他の実施機関（ ） 他の官公庁（警察署） 民間・私人（ ） その他（ ）				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	総務部営繕課		
関係課等の名称	子ども家庭総合支援課				
届出年月日	H16.7.7	開始年月日	H16.7.14	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	野田市営住宅目的外使用者の許可事務				
事務の目的	野田市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、市営住宅の目的外使用者の入居許可を承認するため審査をするもの。				
事務の概要	<p>条例に規定する配偶者からの暴力により被害を受け、又は繰り返し被害を受けるおそれがある女性で、規則に定める市営住宅及び駐車場の目的外使用を希望する者からの申請書及び内容を審査し、許可の可否を決定し通知する。また、利用者が期間を延長する場合の申請書を提出された場合は、許可の可否を決定し通知する。</p> <p>目的外使用者から提出された収入申告に基づき使用料を決定し、収入認定及び使用料決定通知書を通知する。なお、目的外使用者は、収入認定及び使用料について意見を述べることができ、収入認定及び使用料決定意見書を提出された場合は審査し、使用料に変更が生じた場合は通知する。</p> <p>・その他の許可事務 使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者からの申請受付及び審査を行い、減免又は徴収の猶予の可否について決定する。 目的外使用者の退去時に使用料、返還金を精算する。</p>				
対象者	市営住宅目的外使用者及び同伴家族				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称： <u>野田市営住宅の設置及び管理に関する条例第67条の2及び野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第30条の2、第30条の3</u> 2号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	氏名 住所 年齢・生年月日 性別 連絡先 個人番号 個人識別符号 本籍・国籍 家族情報 学業・職業等 収入・支出 資産 税情報 公的扶助 還付金が生じた場合の振込先			
収集先	本人	実施機関内部(課税課)			
	他の実施機関() 他の官公庁() 民間・私人() その他()	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 1号(法令等) 法令等の名称： 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(所在不明等) 6号(他の実施機関から) 7号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用有	利用する事務の名称： 主な利用項目()			
	目的外提供有	利用する事務の名称： 主な提供項目() (他の実施機関() 他の官公庁()) (その他())			
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日				
外部委託等	外部委託(クラウドコンピューティング) 複数の外部委託有 指定管理者による管理 審査会承認 年 月 日				

電子計算機結合	有【第12条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) 審査会承認 _____年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称		総務部営繕課	
関係課等の名称	児童家庭課、子ども家庭総合支援課				
届出年月日	H17.3.3	開始年月日	H17.4.1	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付事務				
事務の目的	緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及び配偶者から暴力による被害女性で民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成することにより、入居時における経済的負担の軽減を図り、もって生活の安定と福祉の向上を図るもの。				
事務の概要	助成金の交付を受けようとする者からの申請書の受付、要件の審査、交付の可否の通知及び助成金の交付を行う。				
対象者	市内に1年以上住所を所有するひとり親家庭等（母子・父子家庭、祖母、祖父などが養育）及びDV被害助成				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係			
	上記以外の項目	収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称：野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則第2条第1号 2号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日			
収集先	本人 実施機関内部（児童家庭課、生活支援課） 他の実施機関（ ） 他の官公庁（ ） 民間・私人（ ） その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 1号(法令等) 法令等の名称：野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則第3条第2号 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(所在不明等) 6号(他の実施機関から) 7号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用有 利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ _____ ） 目的外提供有 利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ _____ ） （ 他の実施機関（ _____ ） 他の官公庁（ _____ ） その他（ _____ ） ）				
外部委託等	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日				
電子計算機結合	外部委託（クラウドコンピューティング） 複数の外部委託有 指定管理者による管理 審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	有【第12条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) 審査会承認 年 月 日				
	1年 3年 5年 10年 <u>永年</u> 常用 その他（ _____ ）				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	総務部営繕課		
関係課等の名称	児童家庭課、子ども家庭総合支援課、高齢者支援課、障がい者支援課				
届出年月日	H18.4.1	開始年月日	H17.8.1	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施事務				
事務の目的	家賃等の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等の理由により民間賃貸住宅への入居に困窮している住宅困窮者（ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯）に対して、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証及び居住継続支援を行うとともに、入居保証の利用者のうち低所得者等に対して、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を図り、もって住生活の安定向上及び福祉の増進に寄与するもの。				
事務の概要	助成金の交付を受けようとする者からの申請書の受付、要件の審査、交付の可否の通知及び助成金の交付を行う。				
対象者	市内に1年以上住所を有するひとり親家庭等、DV被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で家賃等を納入できる見込みのある者、賃貸借契約を締結できる者、自立して日常生活を送ることができ、共同住宅にあっては他の居住者と円満な共同生活を送ることができる者とする。 助成対象は、過去にこの助成金の交付を受けたことがなく、生活保護受給者、世帯全員が市町村民税が非課税の者、その他市長が必要と認める者とする。				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係			
	上記以外の項目	収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称：野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則第3条第1号工 2号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日 氏名 住所 年齢・生年月日 性別 連絡先 個人番号 個人識別符号 本籍・国籍 家族情報 学業・職業等 収入・支出 資産 税情報 公的扶助 DV被害女性にあっては、保護命令、一時保護施設等への入所状況 保証料助成申請者の振込先 家賃等保証委託及び賃貸借契約の内容			
収集先	本人 実施機関内部（課税課、生活支援課、子ども家庭総合支援課） 他の実施機関（ ） 他の官公庁（ ） 民間・私人（ ） その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 1号(法令等) _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(所在不明等) 6号(他の実施機関から) 7号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用有 利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ _____ ） 目的外提供有 利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ _____ ） { 他の実施機関（ _____ ） 他の官公庁（ _____ ） その他（ _____ ） }				
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日				

外部委託等	外部委託(クラウドコンピューティング) 複数の外部委託有 指定管理者による管理 審査会承認 _____年 月 日
電子計算機結合	有【第12条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) 審査会承認 _____年 月 日
個人情報の 保存期間	1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称		総務部営繕課	
関係課等の名称					
届出年月日	H28.10.28	開始年月日	H28.10.28	最終変更年月日	H30.9.3
事務の名称	罹災者の市営住宅の一時使用許可事務				
事務の目的	野田市罹災者の市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、災害により自ら居住する住宅を失い、現に住宅に困窮している市民に対し、応急的措置として一時的に市営住宅を提供するため、一時使用及び使用期間延長の申請に対する許可事務を行うもの。				
事務の概要	罹災一時使用の利用を申請する者より、消防署からの罹災証明書、誓約書を添付した申請書受付をおこない、使用許可の可否及び許可する期間を決定する。 許可期間の延長の希望者から申請された延長許可申請書の受付を行い、延長許可の可否及び延長期間に応じた行政財産使用料の額を決定する。 使用者が、使用許可の満了日前に、一時使用が終了した場合は、使用料還付請求書が提出されることから使用者の口座に還付する。 使用者は、退去する日の2週間前までに、市営住宅返還届を提出されることから退去検査を行う。				
対象者	火事などの災害にあつて自ら居住する住宅を失い、消防署からの罹災証明書を添付し、申請した者及び同伴家族				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係			
	上記以外の項目	収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(公益上特に必要) 審査会承認： _____年 ____月 ____日 氏名 住所 年齢・生年月日 性別 連絡先 個人番号 個人識別符号 本籍・国籍 家族情報 学業・職業等 収入・支出 資産 税情報 公的扶助 還付が生じた場合の振込先 _____			
収集先		本人 実施機関内部() 他の実施機関() 他の官公庁() 民間・私人() その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(所在不明等) 6号(他の実施機関から) 7号(公益上特に必要) 審査会承認： _____年 ____月 ____日			
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用有	利用する事務の名称： _____ 主な利用項目()			
	目的外提供有	利用する事務の名称： _____ 主な提供項目() (他の実施機関() 他官公庁()) (その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(公益上特に必要) 審査会承認： _____年 ____月 ____日			
外部委託等	外部委託(クラウドコンピューティング) 複数の外部委託有 指定管理者による管理 審査会承認 _____年 ____月 ____日				
電子計算機結合	有【第12条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： _____ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) 審査会承認 _____年 ____月 ____日				
個人情報の保存期間	1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 5年 10年 永年 常用 その他()				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	共通	個別
実施機関の名称	市長、教育委員会、水道事業管理者、消防長	届出部課等の名称	総務部営繕課		
関係課等の名称	公共施設管理の担当課				
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	H5.5.10	最終変更年月日	H30.9.3
事務の名称	公共施設の管理に関する事務				
事務の目的	市役所本庁舎以外の施設において、利用・使用の許可、拾得物等の届出及び受渡し、警備等を行うもの。				
事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用・使用許可 利用・使用を希望する者から申込みを受け、内容を審査し、許可する。 拾得物等の届出及び受け渡し 拾得物及び紛失物の届出を受付し、本人への返却、警察署へ届出、所有権を取得した拾得物の処理を行う。 警備等 不審者の監視等を行う。 				
対象者	各公共施設の利用者				
収集項目	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 健康情報 障がい 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 1号(法令等) 法令等の名称： 2号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	氏名 住所 年齢・生年月日 性別 連絡先 個人番号 個人識別符号 本籍・国籍 家族情報 学業・職業等 収入・支出 資産 税情報 公的扶助 所属団体 利用・使用の内容			
収集先		本人 実施機関内部 () 他の実施機関 () 他の官公庁 () 民間・私人 () その他 ()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 1号(法令等) 法令等の名称： 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(所在不明等) 6号(他の実施機関から) 7号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		目的外利用有 利用する事務の名称： 主な利用項目 () 目的外提供有 利用する事務の名称： 主な提供項目 () (他の実施機関 () 他の官公庁 () その他 ())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： 2号(本人同意) 3号(公の情報) 4号(緊急かつやむを得ない) 5号(公益上特に必要) 審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	外部委託(クラウドコンピューティング) 複数の外部委託有 指定管理者による管理 審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	有【第12条第1項】 1号(法令等) 法令等の名称： 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) 審査会承認 年 月 日				

個人情報の
保存期間

1年

3年

5年

10年

永年

常用

その他(

)